

# 成城大学における 公正な研究活動の 実施に向けて

## 責任ある研究活動を行い “未来”に繋ぐ

成城大学では、研究活動に係る不正防止推進及び公的研究費の公正かつ適正な運営・管理に取り組んでいます。

みなさんも不正行為なく、常に正直、誠実に判断して研究活動を行いましょう。

## 成城大学研究者 行動規範 (一部抜粋)

成城大学（以下「本学」という。）は、日本学術会議が策定した「科学者の行動規範」に準拠し、本学の学術研究が信頼性及び公平性を確保することを目的として、本学において研究活動に携わる全ての者（以下「研究者」という。）が常に自覚し、遵守すべき規範として、「成城大学研究者行動規範」を定めています。



### I 研究者の責務

- 1 研究者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有し、更に自らの専門知識、技術、経験を活かして、人類の健康と福祉、社会の安全と安寧、そして地球環境の持続性に貢献するという責任を有する。(研究者の基本的責任)
- 2 研究者は、常に正直、誠実に判断、行動し、自らの専門知識・能力・技芸の維持向上に努め、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払う。(研究者の姿勢)



### II 公正な研究

- 1 研究者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。研究者は研究成果を論文などで公表することで、各自が果たした役割に応じて功績の認知を得るとともに責任を負わなければならない。研究・調査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さず、また加担しない。(研究活動)
- 2 研究者は、責任ある研究の実施と不正行為の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、研究者コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上、ならびに不正行為抑止の教育啓発に継続的に取り組む。また、これを達成するために社会の理解と協力が得られるよう努める。(研究環境の整備及び教育啓発の徹底)
- 3 研究者は、研究への協力者の人格、人権を尊重し、福利に配慮する。動物などに対しては、真摯な態度でこれを扱う。(研究対象などへの配慮)
- 4 研究者は、他者の成果を適切に批判すると同時に、自らの研究に対する批判には謙虚に耳を傾け、誠実な態度で意見を交える。他者の知的成果などの業績を正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重する。また、研究者コミュニティ、特に自らの専門領域における研究者相互の評価に積極的に参加する。(他者との関係)



### III 法令の遵守など

- 1 研究者は、研究の実施、研究費の使用等にあたっては、法令や関係規則を遵守する。(法令の遵守)
- 2 研究者は、研究・教育・学会活動において、人種、ジェンダー、地位、思想・信条、宗教などによって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。(差別の排除)
- 3 研究者は、自らの研究、審査、評価、判断、科学的助言などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応する。(利益相反)

# “不正行為” “不正使用”とは

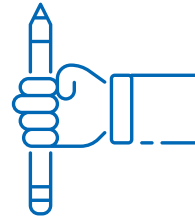
「成城大学における研究活動の不正行為及び公的研究費の不正使用への対応に関する規程」第2条第4項および第5項で、以下に掲げる行為及びそれらに助力することと規定しています。

## 不正行為



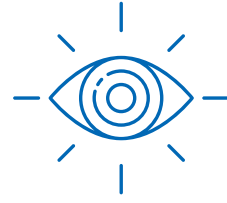
### ねつ造

研究者等が調査・実験を行わなかった、又は行ったが結果を得られなかったにもかかわらず、研究結果を作成すること。



### 改ざん

研究者等が行った調査・実験等の結果を、根拠なく修正又は削除すること。



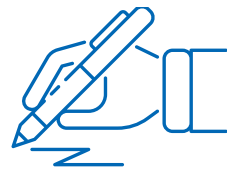
### 盗用

故意に出典を明示せずに、他人が作成・発表した結果を引用、又は要約を作成すること。



### 二重投稿

著者自身によってすでに公表されていることを開示することなく、同一情報を投稿し、発表すること。



### 不適切なオーサーシップ

著者としての資格がないのに著者として掲載されていたり、逆に著者としての資格がありながら、著者に加えられていなかったりすること。



### その他

これらに掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害をすること。

## 不正使用



虚偽又は架空の申請により、物品費、人件費・謝金、旅費等を使用すること。



架空の契約により代金を支払わせ、業者等に預け金として管理させること。



公的研究費の各使用ルールに定められた用途以外に使用すること。



これらの行為のほか、関係法令及び本学の関係規程に反して使用すること。

## 相談・受付等窓口

### 相談窓口・検収窓口

- 研究機構事務室(大学2号館2階)

TEL:03-3482-9643 FAX:03-3482-9012

E-mail:kenkyu@seijo.ac.jp

### 通報等受付窓口

- 大学事務局総務課(大学2号館1階)

〒157-8511 東京都世田谷区成城6-1-20

TEL:03-3482-2101 FAX:03-3482-9698

E-mail:kenkyu-kousei@seijo.ac.jp(通報等受付専用)



<参考：文部科学省ホームページリンク>

- 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（令和3年2月1日改正）

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1343904\\_21.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm)

- 研究機関における不正使用事案及び不正受給事案について

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1364866.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364866.htm)

- 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」の決定について（平成26年8月26日）

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/26/08/1351568.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm)

- 研究活動における不正事案について

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/jinzai/fusei/1360483.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm)

本学での研究活動に係る不正防止対策は、大学ホームページにも掲載しています。

<https://www.seijo.ac.jp/about/approach/ethics-compliance/>